第3編

分野別施策の基本方針

・第1章 防災 生活・ 『頼もしさ』をつなぐまちをめざして~

○主要施策の項目名です。

地球温暖化対策を進める

【現況と課題】

国は、令和2 (2020) 年10月に、令和32(2050) 年には国内の温室効果ガス*の排出を実 質ゼロにする目標を掲げ、新潟県においても同様の表明がなされています。また、国は令和32 (2050) 年カーボンニュートラル*と整合的で野心的な目標として、令和12(2030) 年に温室 効果ガスを46%削減することとし、令和17(2035)年までに国内の自動車新車販売において は100%の電動化を目指すとしました。

これを受けて、本市は、令和2(2020)年12月に「脱炭素のまち・柏崎スタート」を表明し、令 和17(2035)年までにカーボンニュートラルを目指すこととしました。

本市では、これまで「柏崎市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑 制に取り組んできましたが、令和17(2035)年カーボンニュートラルに向け、これまでの公共施 設中心の対策だけでなく、温暖化による影響や対策の重要性を知ってもらい、省エネ*や再生 可能エネルギー*の活用に取り組むなど、市民の温暖化対策をより一層加速させることが必要 です。

電気自動車については、普及促進のための導入補助制度を展開するとともに、燃料電池車 の導入推進に向けた研究に取り組むことが必要です。

また、平成30(2018)年3月に策定した「柏崎市地域エネルギービジョン」に基づき、再生可 能エネルギーの導入拡大や次世代エネルギー*の利活用研究、地域エネルギー会社*による 低炭素エネルギー事業の地域産業化を進めています。エネルギーのまちとして歩んできた本市が 「新たなエネルギーのまち」を目指すためにも、市民や各事業者が実際に低炭素エネルギーを 活用することで地球温暖化への関心や理解を高め、自らが実践することを促す必要があります。

地球温暖化による気候変動に対しては、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策とともに、既 に気候変動の影響が起きている夏の猛暑における熱中症対策や、異常気象に対応する防災 ハザードマップ*の作成などの適応策にも取り組むことが必要です。



ECO2プロジェクト(海岸清掃)

64

- ○【現況と課題】を踏まえた、 後期基本計画での取組の基 本方向を記載しています。
- ○主要施策の展開により、SDGs*の17のゴール のうち目標達成に資するものを表示しています。
- ○SDGsの概要は8ページに掲載しています。



(1) 次世代エネルギー*の活用による温暖化対策の推進 重点2

一般住宅や事業所には、創エネ*・省エネ*設備の導入を更に促進し、太陽光 Sシステム*の理解促進に取り組みます。次世代型自動車の普及促進を図るとと 発電システムと電気自動車等の連携により、エネルギーの有効活用が図られる の構築を一層推准します。

○第2編第1章重点戦略に関連 する主要な事務事業となります。 重点1は32・33ページ、重点 2は36・37ページの各項目と 一致します。

また、次世代エネルギーの活用方法について研究を継続するとともに、公共施設の省エネ化 や次世代エネルギー機器導入により、地球温暖化対策を推進します。

地域エネルギー会社*により、再生可能エネルギー*を地域で利活用する仕組みを構築し、 市民生活や事業活動における再生可能エネルギーの活用を促します。

再生可能エネルギーをベースとした低炭素な電力供給により、産業部門、民生家庭部門、民 生業務部門などの温室効果ガス*排出低減を目指します。

(2) 温暖化対策に対する意識啓発

「柏崎市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出を抑制するための「緩 和策」と、気候変動の影響に対してその被害の回避や低減に取り組む「対応策」を両輪として、 市民や事業者などの多様な主体が実践できる取組を推進し、環境・経済両面で持続可能な社 会づくりに向けた市民の意識醸成を図ります。

事業者の環境活動に対する支援や、次世代を担う小・中学生を中心に、環境に関する出前 講座を行うことで、温暖化対策を実践に移す行動を促します。

目標指標	現状	目標
ECO2プロジェクト*参加登録事業者数	232社	300社
低炭素型創工ネ·省工ネ機器導入補助件数	27件	32件
温暖化対策等教室参加人数 (延べ人数)	1,153人	1,400人

個別計画		計画期間
柏崎市環境基本計画第3次計画	令和元 (2019)	F度~令和10(2028)年度
柏崎市地域エネルギービジョン	平成30	2018)年3月策定
柏崎市地球温暖化対策実行計画	平成29(2017)	度~令和12(2030)年度

- ○主要施策に関連する本市の個別計画や 指針などを記載しています (個別計画な どには、具体的な施策や取組等が記載 されています。)。
- ○計画期間を定めていない場合は、「一」と 表示しています。

- ○主要施策に関する目標指標を示しています。
- ○「現状」に記載している数値は、次のとおりです。
 - a) 原則は、令和2(2020) 年度の数値
 - b) 令和2(2020) 年度の数値が把握できないものは、 それ以前の直近の年度の数値
 - c)新型コロナウイルス感染症の影響等により、a又はb の数値が基準として適当でないものは、その他の数 値(前期計画期間の平均値等)
 - ※ b又はcの場合は、数値の下に()で記載しています。
- ○「目標」は、令和7(2025)年度の目標値です。
- ○毎年度、進行管理と評価を行います。

しさ』をつなぐまちをめざして

第1章 防災・生活・環境 ~『頼もしさ』をつなぐまちをめざして~

第1節 市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる

【施策の方針】

原子力発電所に対する更なる安全確保の取組と、情報公開による透明性の確保を国及び事業者に対して強く求めます。「柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)」及び「柏崎市原子力災害広域避難計画」の一層の充実を図るとともに、広域避難に当たっての避難・輸送路の整備促進を働きかけていきます。

近年は集中豪雨などが発生することから、総合的な流域治水対策を進めるとともに、早期の 避難指示などの発令、災害リスクの高い地域にある要配慮者利用施設からの避難の実効性を 高めていきます。災害に備えた幹線道路の整備及び建築物の耐震化の促進により、自然災害 に強いまちづくりを推進します。

防災士*を計画的に養成し、自主防災組織や小・中学校などとの連携を推進するとともに、 防災と地域づくりを連携させ、世代を超えた防災力向上に取り組みます。また、「防災情報通信 システム*」により、迅速かつ的確な情報伝達を行います。感染症対策を含め、様々な状況に応 じた危機管理体制の構築に取り組みます。

「くらしの防火セミナー*」の開催による防火思想の普及を図ります。複雑多様化する災害対応に備え、消防車両・資機材などの更新や高度化を進めるとともに、各種有資格者の養成、若手人材の育成などにより、消防・救急・救助体制の充実を図ります。原子力規制事務所と連携し、防火に関して原子力事業者の監視・指導を行います。

【施策の体系】

第1節 市民の生活を守る『頼もしさ』をつくる

- 1 原子力発電所の安全性向上を追求する
 - (1) 安全性と透明性の確保
 - (2) 原子力防災対策の充実

2 自然災害に備えた対策を進める

- (1) 土砂災害対策・水害対策の推進
- (2) 災害に備えた防災インフラの整備

3 防災や危機管理機能を高める

- (1) 防災意識・知識の充実向上
- (2) 防災・危機管理体制の強化
- (3) 消防力の充実・強化

1 原子力発電所の安全性向上を追求する

【現況と課題】

原子力発電所の安全性は、新規制基準*に基づき原子力規制委員会において審査が行われ、柏崎刈羽原子力発電所7号機においては、新規制基準適合性の認可(原子炉設置変更許可、設計及び工事計画認可、保安規定変更認可)を受け、安全性が確認されたところです。

しかし、柏崎刈羽原子力発電所において、7号機の安全対策工事の一部未完了問題や核物質防護規定*に係る事案が相次いで発生し、原子力規制委員会の追加検査が行われるなど、安全性に対する信頼が損なわれる事態となりました。事業者に対しては、安全性に対する徹底した取組を厳しく求めることが必要であり、事業者は原子力発電事業者としての信頼回復を図る取組が求められています。国に対しては、原子力規制検査の内容及び過程並びにその結果を市民に対して分かりやすく説明し、市民の不安を払拭するよう求めていくことが重要です。

また、原子力政策については、国の責務の下に行われるものであり、事業者への安全確保の取組確認と原子力防災対策や住民の安全と安心の確保に十分な責任を持つよう、引き続き国に求めていくことが必要です。

「柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)」及び「柏崎市原子力災害広域避難計画」の実効性を高めていくことが重要であり、国や県、防災関係機関との連携により、災害時の体制・対応力の向上に取り組んでいるところですが、その一層の充実を図っていくことが必要です。



原子力防災訓練







(1) 安全性と透明性の確保

福島第一原子力発電所事故のような原子力災害を二度と起こさないため、事業者に対しては、安全性に対する過信に陥らず、常に高いレベルの安全性を目指す努力はもとより、原子力発電事業者として市民からの信頼が得られるよう安全に対する徹底した取組を求めるとともに、情報公開による透明性の確保を強く求めます。

国に対しては、事業者が行う安全確保の取組が有効に機能しているかを確認するとともに、 原子力防災対策における住民避難を始め、住民の安全と安心の確保に十分な責任を持つよう、 強く求めます。

(2) 原子力防災対策の充実

万が一の事故に備え、国、県、県内市町村や関係機関との連携を強化し、「柏崎市地域防災計画 (原子力災害対策編)」及び「柏崎市原子力災害広域避難計画」の更なる充実と不断の見直しを図るとともに、避難経路や緊急輸送路となる幹線道路などの整備を促進します。

国が定める「原子力災害対策指針」に照らし、「柏崎市原子力災害広域避難計画」を含む緊急時の対応が具体的かつ合理的であるかを確認するため、原子力防災訓練の実施とその検証を重ね、計画の実効性を高めます。

ふれあい講座*や出前講座などを通じて、原子力防災対策に対する理解促進及び普及啓発 並びに地域組織の協力による地域防災力向上に取り組みます。

目標指標	現状	目標
原子力防災対策に関する研修会等の開催回数	13回	40 🛭
原子力防災対策に関する研修会等の参加人数(延べ人数)	212人	800人
個別計画	計画	期間
柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)		- 1743153
柏崎市原子力災害広域避難計画		-

2 自然災害に備えた対策を進める

【現況と課題】

近年、短時間強雨や集中豪雨などによる河川の氾濫や内水による浸水被害、土砂災害が激甚化し、さらに気候変動による降雨量の増加なども危惧されるところです。

このため、本市においても森林の荒廃への対応、河川、下水道雨水幹線や枝線の整備のほか、河川管理施設の老朽化対策、排水ポンプ場の適切な管理や運営、土砂災害の未然防止対策など流域全体の総合的治水対策が必要です。また、災害時要配慮者利用施設を始め、要配慮者を含めた円滑な避難体制の整備も必要です。

大規模災害時の避難路や緊急輸送路として、国道8号柏崎バイパスの事業促進を始め、道路ネットワークの強化を図ることが重要です。また、道路防災点検の実施により、道路法面などの危険箇所を把握し、その対策を進めることが必要です。

市民の地震に対する意識が希薄になってきています。市民生活の安全を守るため、民間住宅を始め、ホテル、飲食店など、大勢の人が利用する特定建築物*の耐震性の向上に向けた取組を進めていくことが必要です。



国道8号柏崎バイパス 出典:国土交通省長岡国道事務所



工事中の鵜川左岸第5雨水調整池(常盤台地内)









(1) 土砂災害対策・水害対策の推進

頻発する豪雨災害による被害を未然に防止するため、総合的な流域治水対策の推進を関係者と協働して取り組みます。また、河川の改修、治水ダムの整備を進めるとともに、施設の適切な維持管理と計画的な更新を行います。さらに、山林の適切な維持管理のため、森林経営管理事業や造林事業により、山林の計画的な間伐等に努めます。

公共下水道事業区域内においては、雨水幹線・枝線や雨水調整池等の整備を計画的に進めるとともに、施設の維持管理を適切に行います。

また、市民の安全確保のため、河川水位や気象情報等の予測に基づき、災害の発生するお それがある場合は、早期に避難指示などを発令するとともに、洪水や土砂災害のリスクが高い 区域にある要配慮者利用施設については、各施設において作成した避難確保計画を基に、各 施設で訓練を重ね、その実効性を高めていきます。

なお、コロナ禍での避難を円滑に行うため、避難所運営における人材育成や、感染症対策物 品を充実させるなどの取組を行ってきましたが、今後も感染症への配慮を行いつつ避難所運 営を工夫していきます。

(2) 災害に備えた防災インフラの整備

災害発生時の被害を未然に防止し、円滑な交通を確保するため、国及び県に強く働きかけ、 国道8号柏崎バイパスを中心とした幹線道路の予算を確保し、整備を促進するとともに、道路 法面などの防災点検と危険箇所への対策を進めます。

「柏崎市耐震改修促進計画(改定版)」に基づき、建物所有者に対して耐震化の重要性を啓発し、支援制度の見直しと、周知・活用を図り、自然災害に強いまちづくりを推進します。

目標指標	現状	目標
森林経営管理事業の整備率 (高柳地区) ※	0%	100%
民間住宅の耐震化率	86.8%	90.4%

[※]森林整備計画において、森林経営管理事業の選定基準に該当した12区域のうち、施業順位の1番目(実施期間令和4 (2022)年~令和7(2025)年)が高柳地区になります。

個別計画	計画期間
柏崎市公営企業中期経営計画2017【改定版】	平成29(2017)年度~令和7(2025)年度
柏崎市森林整備計画	平成30(2018)年度~令和9(2027)年度
柏崎市水防計画	-
柏崎市耐震改修促進計画(改定版)	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度
柏崎市地域防災計画	-

3 防災や危機管理機能を高める

【現況と課題】

甚大な災害が毎年のように発生している現在、中越沖地震からの復興で得た教訓、復興の底力となった市民力、地域力を次世代につないでいくことの重要性がより増してきています。これまで、中越沖地震メモリアル施設を拠点とした小・中学生を対象とする防災教育、更には地域を加えた「モデル地区事業」の実施、平成28(2016)年から令和2(2020)年までに203人が資格を取得した防災士*の配置など、防災意識や知識の向上に取り組んできました。しかし、中越沖地震からの時間の経過とともに、次第に防災意識が希薄化する傾向が見られ、地域の自主防災活動を担う人材の確保や連携体制の整備が必要となってきています。また、防災士の活用及び地域における偏在化の解消が課題となっています。

東日本大震災や、過去に類例を見ない大規模災害が多発し、今後も、南海トラフ巨大地震*などの発生が懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症のような非常事態も発生するなど、災害リスクは格段に高まっていることから、最新の知見を迅速に「柏崎市地域防災計画」に反映させるとともに、様々な状況に応じた災害対応力の強化や危機管理体制の構築が必要です。さらに、ICT*の急速な進歩に伴い、情報伝達手段を一層充実していくことも課題となっています。

複雑多様化・大規模化する消防需要に対応するため、緊急消防援助隊の派遣体制や受援体制を確保し、消防装備の整備や人材の育成強化が必要です。平成25(2013)年12月に制定された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を受け、消防団への加入促進、処遇改善、教育訓練、装備品及び資機材の充実を図っていくことが重要です。

また、原子力災害対策については、防災関係機関相互の連携体制を一層強化することが課題となっています。

【主要施策の基本方向】

(1) 防災意識・知識の充実向上 重点1

災害への備え、啓発活動及び地域防災力の向上をこれまで以上に推進していくために、引き続き地域の実情に精通している防災士を計画的に養成し、防災士が自主防災組織、小・中学校などと連携することの重要性を伝えるとともに、その連携体制の整備及び地域や学校の特性を活かした防災教育を推進します。また、防災出前講座等の事業を通じて市内に広く防災意識が浸透するよう取り組み、地域住民一人一人の防災力向上に努めます。

防災活動においては、女性の参加促進を図るとともに、若い世代の参加については、まちづくりの拠点である市民活動センターにおいて、防災と地域づくりを連携させ世代を超えた防災力向上に取り組みます。











(2) 防災・危機管理体制の強化

「柏崎市地域防災計画」は最新の知見を取り入れ、実情に即した防災体制の強化に取り組みます。また、令和2 (2020) 年9月に策定した、事前防災に主眼を置く「柏崎市国土強靭化地域計画」により、災害リスクへの対応方策を基に、大規模災害に備え、強靭化の取組を推進します。新たに導入した「防災情報通信システム*」を適切に管理・運用し、災害時には迅速かつ的確な情報伝達に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症対策を含む、様々な状況に応じた危機管理体制の構築のため、必要に応じて各種業務継続計画を更新するとともに、外部からの応援を受け入れる体制整備を進めます。

(3) 消防力の充実・強化

防火・防災対策を推進するため、「くらしの防火セミナー*」を開催し、住宅用火災警報器の維持管理及び身近な火災危険など、防火思想の普及に取り組むとともに、事業所等における出火防止や安全対策強化のための査察指導を行います。また、複雑多様化、大規模化する災害に備え、消防車両や資機材の更新及び高度化を推進し、消防施設の改修と消防水利の整備を計画的に進めます。

高齢化の急速な進行により救急需要の増加が予想されることから、救急救命士を始めとした各種有資格者を養成しつつ、若年化する職員の人材育成の充実強化に取り組みます。

原子力災害対策を充実させるため、事業所自衛消防隊への訓練指導の強化と併せ、隊員の 安全確保に必要な放射線防護資機材を確実に整備するとともに、より効果的な火災防護に向 け、原子力規制事務所と連携し、原子力事業者の防火管理、消防訓練等の監視や指導を行い ます。

地域に密着した自主的な防火・防災体制を構築するため、消防団への加入を促進し、消防 団と自主防災組織の連携を強化します。

目標指標	現状	目標
防災士*養成講座による資格取得者数	42人	50人
人口千人当たりの消防団員数	16.8人	17.0人
個別計画	計画期間	
柏崎市危機管理計画	-	
柏崎市業務継続計画	_	
柏崎市国民保護計画	-	
柏崎市地域防災計画	-	
消防整備基本計画 (第三次計画)	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度	



防災士養成講座



消防団員のチェーンソー取扱い訓練



市役所における消防演習

第2節 快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる

【施策の方針】

持続可能な公共交通ネットワークを確保するため、「柏崎市地域公共交通計画」に基づき、市民ニーズに対応した運行の改善、バス路線の縮小に伴う代替交通や多様な輸送手段の確保に向けた取組を進めます。また、新幹線と信越本線との接続改善や優等列車等の確保、悪天候時の運行などを関係機関に要請するとともに、新潟県沿線自治体との連携により利便性の向上に取り組みます。

生活に身近な安全を確保するため、冬期間における除雪の支援体制を強化するとともに除 排雪が困難な地域に対しては屋根雪処理が不要な家づくりへの支援などを行います。また、交 通安全教育などによる交通安全対策及び地域や防犯関係団体との連携による防犯対策の推 進、並びに安全な消費生活の確保に取り組みます。

水道施設や生活排水処理施設等の計画的で効率的な更新などライフライン*機能の保全により、良好な生活環境を維持するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

「柏崎市空家等対策計画」に基づき、空き家の適正管理、空き家除去促進のための支援を検討します。また、リフォーム支援などにより空き家の利活用を推進します。

快適な生活環境を維持するため、都市公園の長寿命化、老朽化した公営住宅の維持管理・ 改修及び住宅リフォームへの支援を進めます。

地籍の明確化を図るため、「柏崎市地籍調査*事業全体計画」に基づき、計画的な地籍調査 に取り組みます。

新ごみ処理場の稼働に向けた準備に取り組み、閉鎖となる資源物リサイクルセンターは代替施設により利便性を確保します。

公衆無線LAN*の必要性、4G*の観光スポット等への整備の必要性を検討するとともに、5G*の導入を目指した関係団体との連携を図ります。

【施策の体系】

第2節 快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる

- 1 持続可能な公共交通ネットワークを構築する
 - (1) 地域における生活交通の確保 (2) 鉄道の利便性の維持・向上
- 2 生活に身近な安全を確保する
 - (1) 冬期間における快適な生活の確保 (2) 交通安全対策の推進
 - (3) 犯罪を未然に防ぐ地域づくりの推進 (4) 安全な消費生活の確保
- 3 良好な生活を支える環境を守る
 - (1) ライフライン機能の保全 (2) 空き家の適正管理と利活用の推進
 - (3) 快適な生活環境の維持 (4) 環境衛生機能の保全
 - (5)情報通信環境の向上

1 持続可能な公共交通ネットワークを構築する

【現況と課題】

市内のバス路線は、高速バス、柏崎・長岡線などの幹線、市街地における循環バス、柏崎駅を中心に放射状に展開する郊外線などが運行され、高齢者や学生を中心とした市民の重要な移動手段となっていますが、人口減少等により、5年間で利用者が20%以上減少しています。中でも、郊外線の縮小や廃止が懸念され、代替交通を検討することが必要です。特に、中山間地域では、利用者の減少が顕著であり、沿線人口の高齢化も進展していることから、既存のバス路線の運行形態を見直すことが必要です。一方、路線バスの運転士は高齢化が進み、若年者の就業も少ないことから、運転士の確保が課題となっています。

北陸新幹線が金沢まで開業したことに伴い、本市は上越新幹線と北陸新幹線に近接する地域となり、首都圏方面だけでなく、北陸及び関西方面への移動の利便性が高まりました。一方、両新幹線と接続する信越本線は、市民の市外県外への移動手段や、県土をつなぐ交通手段として重要な役割を担っていますが、人口減少と新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者が減少しています。このため、両新幹線との接続改善や、安全で安定した運行環境の整備などの利便性向上や利用促進の取組を進めていくことが求められています。



かざぐるま新車両運行開始







(1) 地域における生活交通の確保

持続可能な地域公共交通を確保するため、「柏崎市地域公共交通計画」に基づき、利用者や利用が想定される市民のニーズに合わせて、運行時間や経路の改善に取り組みます。また、将来的に予想されるバス路線の縮小や廃止に伴う代替交通を確保するため、地域の実情に応じた取組を進めます。

中山間地域及び郊外地域においては、既存の路線バスに加え、福祉輸送やスクールバスなどの地域の多様な輸送手段を活用して、地域内交通の確保に取り組みます。

生活交通を担う運転士を確保するため、運行事業者の取組を支援するとともに、MaaS*などの新しい取組を検討し、効率的な交通ネットワークを構築します。

(2) 鉄道の利便性の維持・向上

鉄道の利便性向上を図るため、上越・北陸新幹線と信越本線との速達性や確実性の高い接続と、特急や快速列車などの優等列車等を確保するとともに、悪天候時の運行支障への対策などについて、関係機関に対して要望します。

また、鉄道の利便性の維持・向上は、新潟県全体の課題であることから、新潟県沿線自治体や関係団体と連携して取り組み、将来的な鉄道高速化や直通運転化を目指します。

目標指標	現状	目標
1人当たりの公共交通の年間利用回数(鉄道を除く)	3.94 🗆	5.26 🛽
柏崎駅における特急及び快速列車の運行本数	特急5往復 快速3.5往復	特急5往復 快速3.5往復
個別計画	計画	期間
柏崎市地域公共交通計画	令和4(2022)年度~令和8(2026)年度	

2 生活に身近な安全を確保する

【現況と課題】

少子高齢化により、除雪困難者が増加し、屋根からの転落事故なども発生しています。それを支える人材の確保も困難となってきているため、地域で支え合う除雪支援事業を始めとした、様々な支援を行っていますが、中山間地域などにおいては、支援の必要性がより高まっており、一層の体制整備が必要です。

交通事故の発生件数及び負傷者数は減少傾向にある一方で、高齢者の関わる事故が発生件数全体の5割近くを占める状況となっています。このため、高齢者が事故の当事者とならない取組を進めることが必要です。また、安全な交通環境を目指し、交通安全教育の推進、交通安全意識の啓発、広報活動及び施設の整備など、関係機関や関係団体と連携した取組が求められています。

少子高齢化、生活様式の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、地域の人間 関係が希薄化する傾向が見られます。安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、 「犯罪の被害に遭わない」、「犯罪を起こさない」ための教育が必要です。また、「地域の安全は 自ら守る」という市民の防犯意識を醸成し、犯罪を抑止する取組を計画的に行っていくことが 重要ですが、町内会や地域コミュニティ振興協議会などの防犯ボランティア団体の高齢化や 後継者不足、活動のマンネリ化などの課題もあります。

特殊詐欺や悪質商法など、その手法が時代とともに変化していることから、消費生活啓発講座などの消費者教育・啓発を通じ、市民の防犯意識を高めることが必要です。また、訪問購入や電話勧誘などでは、特に高齢者が狙われる傾向があるため、消費者安全確保地域協議会の充実を図るとともに、地域や関係機関が連携し、見守り体制を強化することも大切です。

さらに、近年では、若年層を中心にSNS*等に起因する犯罪も発生していることから、未然防止のための教育・啓発活動を充実させていくことが必要です。

【主要施策の基本方向】

(1) 冬期間における快適な生活の確保

冬期間の快適な生活を確保するために、必要な支援が行き届くよう除雪支援に関係する機関と連携しながら、除雪困難者を地域等で支え合う体制づくりを強化するとともに、人口減少や少子高齢化が進行する地域に対応した除雪活動支援に取り組み、住み慣れた地域での安全・安心を確保します。

また、除排雪が困難な地域に対し、雪下ろし時の転落を防止する器具の設置や、屋根雪の処理がいらない家づくりを支援します。

(2) 交通安全対策の推進

警察及び関係機関などと一体となり、交通安全意識の普及啓発活動を行います。特に高齢者が交通事故の当事者とならないよう、高齢者向けの交通安全教室など、出前型の交通安全活動において、交通安全意識の啓発や運転免許証自主返納制度の周知を図ります。また、セーフティ・サポートカー(サポカー)*体験など、実践型の交通安全活動を取り入れた交通安全教育の充実を図るとともに、引き続き、公共交通機関の利用促進に向けた意識を醸成します。





















(3) 犯罪を未然に防ぐ地域づくりの推進

犯罪を未然に防ぐため、「意識づくり」、「地域づくり」、「環境づくり」の3本の柱を基本方針と し、地域や防犯関係団体と連携しながら、地域の各種イベントや行事に定期的に出向くことに より、市民の自主防犯意識の高揚を図ります。

また、若い世代の見守り活動への参加促進や、各地で実施しているあいさつ運動を通じた 「ながらパトロール*」などの防犯活動に継続的に取り組むとともに、児童生徒の登下校時に 防犯活動が行える比較的若い世代の高齢者のボランティア参加を呼び掛け、犯罪のない安全 で安心なまちづくりを進めます。

(4) 安全な消費生活の確保

消費者保護のため、消費生活センターでは、消費者安全確保地域協議会の充実を図るとと もに、地域や関係機関が連携しながら、消費者教育・啓発を推進し、消費者自らの知識や判断 力の向上に努めます。また、消費生活啓発講座(出前講座)を広く市内各地において開催し、市 民の防犯意識の高揚に努めます。さらに、SNS*等に起因する犯罪を未然に防止するため、子ど もが加害者にも被害者にもならないよう、学校や関係機関等と連携し、啓発活動や防犯教育 などの取組を推進します。

目標指標	現状	目標
交通事故発生件数	68件	60件以下
刑法犯認知件数	282件	250件以下
消費生活センターの相談件数(※)	613件	750件

[※]令和4(2022)年4月から成年年齢が引き下げられることから、相談事業の周知に努め、困っている人が相談につながる (相談件数が増える)ことを目標とします。

	計画期間	
柏崎市地域防災計画	-	
第三次柏崎市防犯まちづくり推進計画	令和3(2021)年度~令和7(2025)年度	
第三次柏崎市雪対策基本計画	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度	
第11次柏崎市交通安全計画	令和3(2021)年度~令和7(2025)年度	

3 良好な生活を支える環境を守る

【現況と課題】

水道施設は、耐用年数を超えた管路が多く、浄水処理施設や配水池等とともに耐震性が低い状況にあり、有収水量*も人口減少等により年々減少しています。適正な料金を維持するためにも、施設のダウンサイジング*の実施と、基幹施設等の耐震化の優先順位を定め、計画的な投資を行うとともに、効率的な経営が求められています。

助成金の交付などにより合併処理浄化槽への転換を進めており、みなし浄化槽*は減少しているものの、高齢者世帯が増加し、費用負担などから合併処理浄化槽への転換が十分に進んでいるとは言えない状況です。また、浄化槽の管理者不明や、法定検査未実施など、その維持管理の対策を見直すことが必要です。

管理不全な空き家が増加し、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害などにより近隣の住民から多くの相談が寄せられています。このため、管理不全な空き家の削減に向けた取組と、空き家にさせないための利活用施策及び所有者等の意識改善を目的とした情報提供が必要です。

都市公園施設は、建設後40年を経過し、老朽化が進んでいる施設もあるため、計画的な施設の維持修繕、改築更新が必要です。

公営住宅は、老朽化やライフスタイルの変化などによる居住水準の低下が見受けられるもの について、計画的に改修し、住環境整備を実施していく必要があります。また、民間住宅につい ては、住環境の向上、定住の促進、子育て支援などのために、引き続きリフォーム支援を行って いくことが必要です。

地籍が不明確であると、円滑な土地取引や大規模災害からの迅速な復旧に支障をもたらすため、令和元 (2019) 年度に策定した「柏崎市地籍調査*事業全体計画」に基づき、令和3 (2021) 年から、地籍調査に着手しました。事業は長期にわたるため、市民の地籍調査への理解、予算の確保、組織体制の充実を図っていくことが必要です。

令和2 (2020) 年3月に「柏崎市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」を策定し、令和11 (2029) 年から新ごみ処理場を稼働することを決定しました。今後は、施設の余剰電力について、地産地消*エネルギーとして利活用を検討することが必要です。また、し尿処理場についても、平成29(2017) 年3月に「柏崎市し尿処理場整備実施計画」を策定し、し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の受入施設を令和7 (2025) 年から稼働することを決定しました。事業の実施に当たっては、関係各課が連携を図っていくことが必要です。

墓園は、墓の管理が継承されない無縁墓化が懸念されるため、合同墓などのニーズに対応することが必要です。また、斎場については、計画的に火葬炉の補修を行い、適宜大規模修繕を行っていくことが必要です。

公衆無線LAN*が44の公共施設において整備されていますが、施設内における利用場所が制限されています。携帯電話の通信エリアは、4G*は居住地域で1社以上の利用が可能ですが、5G*は一部の地域に留まっています。今後、移動通信事業者の整備状況を見ながら、5Gの利用について関係団体等と研究・検討を進めていくことが必要です。













(1)ライフライン*機能の保全

上下水道の機能を確保し、サービスを安定的に提供していくため、施設の重要度や規模等 を検討し、計画的で効率的な改築更新及び耐震補強を進めるとともに、有収水量*の減少を 踏まえた経営の安定化に努めます。

地域の水質をできる限り改善するため、国の交付金を活用し、生活雑排水も処理できる合 併処理浄化槽への早期転換を促進します。

(2) 空き家の適正管理と利活用の推進

平成30(2018)年4月に策定した「柏崎市空家等対策計画」に基づき、管理不全な空き家 は、適正管理に向けた助言・指導、勧告、命令を行うとともに、行政による空き家の除却を検討 し、所有者等が行う除却に対する支援制度についても検討します。

空き家の利活用を推進するため、空き家バンク制度の周知を図り、空き家リフォームに対す る支援を継続します。また、所有者等の管理者意識の醸成を図るため、関係団体と連携し、空 き家に関する情報発信を行います。

(3) 快適な生活環境の維持

平成30(2018)年度に改定した「柏崎市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な 施設の修繕や改築更新を行い、市民に快適で潤いのある公園環境を提供します。

令和3(2021)年度に改定した「柏崎市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した 公営住宅の維持管理や改修を行い、安全な住環境を提供します。また、民間住宅は、住環境の 向上による定住の促進及び子育て世帯を応援するために、引き続き住宅リフォームに対する支 援を行います。

地籍調査*について、国の「第7次国土調査事業十箇年計画」や「柏崎市地籍調査事業全 体計画」に基づいて、円滑な事業実施と効率的な調査方法を検討しながら取り組みます。

(4) 環境衛生機能の保全

新ごみ処理場の稼働に向けて、新ごみ処理場から発電される電力によるエネルギー自給率 の向上と、地産地消*エネルギーとしての積極的な利活用について検討します。また、新たなし 尿受入施設の稼働により、引き続き、住民の公衆衛生の向上に努めます。

墓園は、引き続き適正な管理と社会環境の変化に合わせた墓地の在り方とともに、合同墓な どの検討に努めます。斎場については、火葬炉を維持するため、継続して補修や修繕を行います。

(5)情報通信環境の向上

公共施設の公衆無線LAN*は、住民ニーズに基づき、整備の必要性を引き続き検討します。 既に整備された公共施設においても、接続できる場所の検証を行い、整備の必要性を検討し ます。

多くの住民や観光客等が訪れる場所への4G*の環境整備の必要性を検討します。また、移 動通信事業者の整備状況を見ながら、関係団体等と連携し、モデル地区を選定するなど5G* サービスの提供を目指します。

目標指標	現状	目標
水道管路の耐震化率	33.3%	35.3%
管理不全な空き家の削減件数(累計)	76件	106件
長寿命化計画に基づく公営住宅改修実施棟数(累計)	13棟	16棟

個別計画	計画期間
柏崎市空家等対策計画	平成30(2018)年度~令和8(2026)年度
柏崎市公営企業中期経営計画2017【改定版】	平成29(2017)年度~令和7(2025)年度
柏崎市公営住宅等長寿命化計画	令和3(2021)年度~令和12(2030)年度
柏崎市地域防災計画	-
柏崎市地籍調査*事業全体計画	令和3(2021)年度~令和54(2072)年度
柏崎市都市公園施設長寿命化計画	令和元(2019)年度~令和10(2028)年度
第五次柏崎市障がい者計画	令和3(2021)年度~令和8(2026)年度



水道老朽管の更新工事(松波一丁目)

第3節 社会基盤の整備による『頼もしさ』をつくる

【施策の方針】

国道8号柏崎バイパスを始め、国県道の整備促進を国や県に強く働きかけます。都市計画 道路事業は優先度の高い路線から整備を進めます。幹線道路の整備を進めるとともに、市民 生活に身近な生活道路を計画的に整備します。生活に身近な市道は、早期に効果が出るよう 計画的に進め、通学路の安全性確保のため歩道を整備します。また、「柏崎市公共施設等総合 管理計画」を踏まえ、道路や橋りょうの計画的な管理を進めるとともに、冬期の除雪体制を維 持します。

国道8号柏崎バイパスの開通により利便性が高くなる柏崎港は、利用事業者へのポートセールス*を推進するとともに、災害時における防災拠点でもあるため、航路浚せつや施設の維持強化を国や県に働きかけます。

【施策の体系】

第3節 社会基盤の整備による『頼もしさ』をつくる

- 1 社会基盤を機能的に整備する
 - (1) 幹線道路ネットワークの整備
 - (2) 生活道路の整備
 - (3) 港湾機能の保全

2 安全な道路網を確保する

- (1) 道路や橋りょうなどの計画的な保全
- (2) 冬期間における道路交通網の確保

社会基盤を機能的に整備する

【現況と課題】

幹線道路は、人の移動や物流の中心となり、経済活動には欠かせず、災害時の避難経路と しても重要な役割を担います。しかしながら、未改良区間が多く残っているのが現状です。特に、 国道8号柏崎バイパスの供用開始区間は一部に留まっていることから、全線開通に向けた整 備を促進することが必要です。

都市計画道路は、優先度の高い路線から整備しており、引き続き交通渋滞の解消や防災上 重要な路線や区間から整備を進めていくことが必要です。

集落内の未改良区間は幅員が狭いため、緊急車両の通行や除雪作業に支障が出ています。 順次、市道の整備を進めていますが、各地域から様々な要望が数多く寄せられており、集中的 な投資による早期完了が難しい状況にあります。また、歩行者の安全を確保するため、歩道新 設や路肩拡幅などの整備を促進することが必要です。

柏崎港は、コンテナ貨物を取り扱える設備がないため、貨物取扱量は減少傾向が続いてい ます。しかしながら、新潟県中越沖地震の際には、避難者支援や物資の輸送、給水活動等、防 災拠点として重要な役割を果たしたことから、今後、予想される太平洋側の震災時の代替港と しての役割を担うためにも、港湾機能の維持や強化が求められています。



道路の整備(市道18-144号線・山室)







(1) 幹線道路ネットワークの整備

中心市街地と郊外部のアクセス向上のため、国道8号柏崎バイパスを始め国県道の整備促進と予算確保について、国及び県に強く働きかけます。

市街地交通の円滑化や災害避難路網の形成のため、都市計画道路事業は、実施可能な事業手法を検討しながら、優先度の高い路線から整備を進めます。

(2) 生活道路の整備

生活道路として利用する沿線住民の安全性、利便性及び快適性を高めるため、早期に事業効果が発揮できるよう計画的に市道の整備を進めます。また、通学路の安全性を確保するため、「柏崎市通学路交通安全プログラム」に基づいた適切な対策を検討し、歩道を整備します。

(3) 港湾機能の保全

国道8号柏崎バイパスが開通することで、柏崎港と高速道路とのアクセスが更に容易となることから、関係機関と協力して柏崎港を利用する事業者へのポートセールス*に取り組みます。また、災害時の活動拠点として港湾は重要な役割を担うことから、平時から大型船舶の入港に支障がないように、航路の浚せつを始めとした港湾施設の維持や強化について、国や県に対し、整備促進を働きかけます。

目標指標	現状	目標
都市計画道路の改良率	69.2%	70.5%
市道改良率	50.4% (令和元 (2019) 年度末)	51.2%
柏崎港の年間貨物総取扱量	107,385t	126,000t
個別計画	計画期	間
柏崎市地域防災計画	-	
第11次柏崎市交通安全計画	令和3(2021)年度~令	3和7(2025)年度

2 安全な道路網を確保する







【現況と課題】

市が管理する道路や橋りょうは、高度経済成長期に整備されたものが多くを占めています。そのため、施設の老朽化が進み、今後の改修や補修に多額の費用が必要です。

道路施設の維持管理は、予防保全型*による長寿命化を進めており、特に橋りょう、トンネルなどの重要構造物は、法律により点検が義務付けられているため、計画的に点検を実施することが必要です。

また、降雪期における道路交通の安全性確保のため、迅速な除雪作業への市民の関心は高い状況ですが、道路除雪委託事業者の確保が課題となっており、除雪体制の整備が必要です。

【主要施策の基本方向】

(1) 道路や橋りょうなどの計画的な保全

道路ストック*の保全と長期的な修繕コストを抑制するため、「柏崎市公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定した、道路施設の個別施設計画及び「柏崎市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な点検や適切な修繕を実施します。

(2) 冬期間における道路交通網の確保

降雪期における市民の安全・安心な生活を確保するため、地域、関係機関、民間事業者との 連携による安定した道路除雪体制を維持します。

目標指標	現状	目標	
橋りょう長寿命化修繕(累計)	100橋	130橋	
除雪機械の更新台数 (累計)	73台	95台	
個別計画	計画期間		
柏崎市橋梁長寿命化修繕計画	令和2(2020)年度~令和11(2029)年度		
柏崎市公共施設等総合管理計画		-	
第三次柏崎市雪対策基本計画	令和4(2022)年度~令和7(2025)年度		

第4節 豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる

【施策の方針】

再生可能エネルギー*などの次世代エネルギー*の活用による地球温暖化対策を進めます。 省エネルギー*設備の導入、地域エネルギー会社*の設立により、再生可能エネルギーを地域 で利活用する仕組みを構築します。また、環境・経済両面で持続可能な社会づくりに向けた市 民の意識醸成を図ります。

ごみの適正処理の推進に関して、市民及び事業者に対するごみの減量化や資源化の周知、 意識啓発などを進めるとともに、収集運搬、処理の効率化を検討します。また、新たな資源物リ サイクルセンターの設置を検討します。発生抑制、再使用、再生利用に対する市民意識を高め るとともに、ごみの減量化や資源化に貢献する市民、事業者などを支援します。

豊かな自然環境、生物多様性*の保全に対する市民の意識啓発を進めるとともに、市民や 事業者の参加による環境美化活動、不法投棄の防止や感覚公害*への体制整備、地盤沈下 の抑制に取り組みます。

【施策の体系】

第4節 豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる

1 地球温暖化対策を進める

- (1) 次世代エネルギーの活用による温暖化対策の推進
- (2) 温暖化対策に対する意識啓発

2 資源循環型社会を実現する

- (1) ごみの適正処理の推進
- (2) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

3 美しい自然を守る

- (1) 生物多様性の保全に対する意識啓発
- (2) 環境美化の推進
- (3) 公害防止対策の推進

1 地球温暖化対策を進める

【現況と課題】

国は、令和2 (2020) 年10月に、令和32 (2050) 年には国内の温室効果ガス*の排出を実質ゼロにする目標を掲げ、新潟県においても同様の表明がなされています。また、国は令和32 (2050) 年カーボンニュートラル*と整合的で野心的な目標として、令和12 (2030) 年に温室効果ガスを46%削減することとし、令和17 (2035) 年までに国内の自動車新車販売においては100%の電動化を目指すとしました。

これを受けて、本市は、令和2 (2020) 年12月に「脱炭素のまち・柏崎スタート」を表明し、令和17(2035) 年までにカーボンニュートラルを目指すこととしました。

本市では、これまで「柏崎市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制に取り組んできましたが、令和17(2035)年カーボンニュートラルに向け、これまでの公共施設中心の対策だけでなく、温暖化による影響や対策の重要性を知ってもらい、省エネ*や再生可能エネルギー*の活用に取り組むなど、市民の温暖化対策をより一層加速させることが必要です。

電気自動車については、普及促進のための導入補助制度を展開するとともに、燃料電池車の導入推進に向けた研究に取り組むことが必要です。

また、平成30(2018)年3月に策定した「柏崎市地域エネルギービジョン」に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大や次世代エネルギー*の利活用研究、地域エネルギー会社*による低炭素エネルギー事業の地域産業化を進めています。エネルギーのまちとして歩んできた本市が「新たなエネルギーのまち」を目指すためにも、市民や各事業者が実際に低炭素エネルギーを活用することで地球温暖化への関心や理解を高め、自らが実践することを促す必要があります。

地球温暖化による気候変動に対しては、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策とともに、既に気候変動の影響が起きている夏の猛暑における熱中症対策や、異常気象に対応する防災ハザードマップ*の作成などの適応策にも取り組むことが必要です。



ECO2プロジェクト(海岸清掃)

















(1) 次世代エネルギー*の活用による温暖化対策の推進 重点2

一般住宅や事業所には、創エネ*・省エネ*設備の導入を更に促進し、太陽光、蓄電池、EM Sシステム*の理解促進に取り組みます。次世代型自動車の普及促進を図るとともに、太陽光 発電システムと電気自動車等の連携により、エネルギーの有効活用が図られるライフスタイル の構築を一層推進します。

また、次世代エネルギーの活用方法について研究を継続するとともに、公共施設の省エネ化 や次世代エネルギー機器導入により、地球温暖化対策を推進します。

地域エネルギー会社*により、再生可能エネルギー*を地域で利活用する仕組みを構築し、 市民生活や事業活動における再生可能エネルギーの活用を促します。

再生可能エネルギーをベースとした低炭素な電力供給により、産業部門、民生家庭部門、民 生業務部門などの温室効果ガス*排出低減を目指します。

(2) 温暖化対策に対する意識啓発

「柏崎市地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出を抑制するための「緩 和策」と、気候変動の影響に対してその被害の回避や低減に取り組む「対応策」を両輪として、 市民や事業者などの多様な主体が実践できる取組を推進し、環境・経済両面で持続可能な社 会づくりに向けた市民の意識醸成を図ります。

事業者の環境活動に対する支援や、次世代を担う小・中学生を中心に、環境に関する出前 講座を行うことで、温暖化対策を実践に移す行動を促します。

目標指標	現状	目標
ECO2プロジェクト*参加登録事業者数	232社	300社
低炭素型創工ネ・省エネ機器導入補助件数	27件	32件
温暖化対策等教室参加人数(延べ人数)	1,153人	1,400人

個別計画	計画期間	
柏崎市環境基本計画第3次計画	令和元 (2019) 年度~令和 10 (2028) 年度	
柏崎市地域エネルギービジョン	平成30(2018)年3月策定	
柏崎市地球温暖化対策実行計画	平成29(2017)年度~令和12(2030)年度	

2 資源循環型社会を実現する

【現況と課題】

1人1日当たりのごみ排出量は、平成27(2015)年度からは減少したものの、近年は横ばいの状況になっており、リサイクル率は近年低下傾向となっています。

家庭系一般廃棄物は、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物に分けて収集し、事業系一般廃棄物は、事業者によるクリーンセンターへの搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託により搬入しています。しかしながら、依然として分別されていないごみや処理困難物の混入が見受けられることから、市民や事業所に対するごみの減量化や資源化に関する教育・啓発活動など、ごみの発生抑制への取組が必要です。

また、カーボンニュートラル*を目指し、CO2の排出削減のための取組が必要であり、ごみの 適正処理の推進のため、排出者負担の見直しが必要です。

なお、クリーンセンター内の資源物リサイクルセンターは、令和11(2029)年から稼働の新ごみ処理場建設に伴い、令和7(2025)年度に取り壊されるため、代替施設の検討が必要です。

資源物については、市の計画収集以外に、スーパーマーケットなどのリサイクル協力店において、自主回収も行われており、リサイクル協力店の活動について、事業者の理解と市民への周知が必要です。



資源物の中間処理施設















(1)ごみの適正処理の推進

廃棄物の適切な分別について、市民及び事業者に周知を行い、ごみの減量化や資源化を進めるとともに、収集運搬及び処理は、常に迅速かつ効率的に行われるよう継続的に検討を行います。また、CO2の排出削減のためのバイオマス*素材による指定ごみ袋の導入と廃棄物の適正処理の推進のため、排出者負担の見直しを行い、ライフスタイルの変革を促します。

廃棄物及び資源物の処理施設については、安全かつ安定的な施設運営を行います。

また、現資源物リサイクルセンターは、拠点機能を移転し、更なる資源物の分別の推進と市 民への利便性を確保し、循環型社会の形成に努めます。

(2) ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

ごみの分別や減量について、市民及び事業者に周知徹底を行い、発生抑制、再使用、再生利用に取り組みます。

日常生活の中で、生ごみの水切りの奨励や食品ロス*の削減など、ごみの減量に関する取組を広く周知するとともに、リユース品の利用など、資源循環型のライフサイクルの推進に取り組みます。また、事業者に対しては、商工会議所を通じて、自主ルートでの資源化の意識啓発を行います。

また、ごみ最終処分場の延命化と安定処理を図るため、焼却灰の資源化に取り組みます。

目標指標	現状	目標
1人1日当たりのごみの排出量	905g	869g
リサイクル率 (※1)	19.8%	23.0%以上
ごみ最終処分場埋立量 (※2)	3,077t (令和元(2019)年度)	2,612t

^{※1}資源物の収集量を一般廃棄物の総排出量で除した割合です。

^{※2}クリーンセンターかしわざきから排出される焼却残渣及び粗大ごみの処理残渣の発生量です。

個別計画	計画期間	
柏崎市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画	令和3(2021)年度~令和7(2025)年度	

3 美しい自然を守る

【現況と課題】

豊かな自然環境と、生物多様性*の保全に努め、意識啓発及び地域住民や小学校、関係団体と連携し情報提供を行っています。また、柏崎・夢の森公園では、自然体験、環境エネルギー教育及びライフスタイル教育を3本柱とした体験型の環境学校を開催しています。生物多様性や在来種の重要性を周知するためには、動植物の現況を調べ、その基準となる条例や希少種リストの作成を行うことが必要です。さらに、環境保護のため、市民、事業者、保全団体、行政の協働体制の構築が必要です。

「柏崎市環境クリーン推進条例」に基づき、クリーンデー柏崎などの環境美化活動を推進しています。大規模な不法投棄は減少しましたが、ポイ捨てのような小規模不法投棄は依然として後を絶たないため、地域住民や関係機関と連携した監視体制の強化や市民への環境啓発などを推進していくことが必要です。また、海洋プラスチック*を始めとした海洋ごみによる環境の汚染が深刻化し、生態系や人への影響が懸念されており、その対策が急務となっています。県と協力して計画的に海岸清掃を行っていますが、膨大な量の漂着物の回収、処理が課題となっています。

主に事業活動に伴う公害に関し、監視や適切な指導に努めてきましたが、近年は個人間の 感覚的な要因による苦情が増加しており、県や行政内、地域との連携を図ることが必要です。

中心市街地において「柏崎市地盤沈下防止対策基本指針」に基づき、公共の井戸は新たに設置しないなど、消雪用地下水の過剰なくみ上げを抑制する対策を進めてきました。一方で、降雪が多くなると消雪のための揚水量が増加することもあり、指針策定前に掘削された井戸について節水協力を求めていくことが必要です。



生物多様性講座(ニホンイシガメ学習会)















(1) 生物多様性*の保全に対する意識啓発

絶滅危惧種や希少な動植物を後世に残し、保全・保護するための取組について研究します。 柏崎の自然環境や生物多様性を守り、次世代の子どもたちに豊かな自然が引き継がれてい くように、地域住民、コミュニティセンター、小学校と連携し、生物多様性の保全や外来種駆除 に関する総合学習や、自然環境保全のための草刈作業、観察会など、環境について学ぶための 体制を構築します。

また、市民協働による里山環境の復元や動植物の保全管理のため、柏崎・夢の森公園の「環 境学校プログラム」を通じて、自然に愛着を持ち、生物多様性の保全を担う人材を育成します。

(2)環境美化の推進

「柏崎市環境クリーン推進条例」に基づき、空き地の適正管理やクリーンデー柏崎等の環境 美化活動に取り組み、市民や事業者の参加による地域の環境保全を推進します。

河川や海岸の清掃活動を通じて、海洋環境に深刻な影響を及ぼす海洋プラスチックごみ問 題*への関心を高め、発生抑制への意識の醸成に取り組むとともに、ボランティアなどによる海 岸清掃を支援します。

不法投棄の防止のため、巡回・監視パトロールにより、不法投棄物の回収を行うとともに、必 要に応じて警察や県と連携し、監視体制の強化を図ります。また、再発を防止するため、看板等 の設置を行い、啓発活動を推進します。

(3) 公害防止対策の推進

感覚公害*への基本対応は、苦情受付からの初動対応が解決への有効策であることから、 引き続き速やかに現地確認を実施し、原因を追究して申立人が納得、解決するよう努めます。 また、多様化する苦情について、関係部局などと連携して解決策を見出し、対応します。あわせ て、高速道路沿いの生活環境を保全するため、継続して騒音測定を行い、事業者へ対策を働 きかけます。

地盤沈下について、観測井*による地下の水位と収縮を継続して監視し、節水協力の周知を 図った上で、更なる地盤沈下の抑制に取り組みます。

目標指標	現状	目標
環境学校プログラム利用者数(延べ人数)	29,766人 (令和元(2019)年度)	30,000人
クリーンデー柏崎の参加率	30.4% (令和元(2019)年度)	31.0%
個別計画	計画期間	
柏崎市一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画	令和3(2021)年度~令和7(2025)年度	
柏崎市地盤沈下防止対策基本指針	平成6 (1994) 年11 月作成	



電気自動車(庁用車・市役所急速充電器)



市役所太陽光パネル